特任教授をもって充てる学習センター所長の就業及び給与の特例に関する規則

平成２２年３月１５日
放送大学学園規則第１号
改正　平成 24 年３月 22 日、平成 25 年３月 18 日、
平成27 年３月17 日、平成28 年３月15 日、
平成 31 年4月 26 日、令和2年9月 24 日、
令和５年３月29日、令和７年３月 11 日

（目的）

第１条　この規則は、放送大学学園就業規則（平成１５年放送大学学園規則第４号。以下「就業規則」という。）第２条第３項の規定により、特任教授をもって充てる学習センター所長（以下「所長」という。）の就業及び給与の特例について、必要な事項を定めることを目的とする。

２　この規則に定めのない事項については、就業規則及び放送大学学園職員給与規則（平成１５年放送大学学園規則第７号。以下「給与規則」という。）の定めるところによる。

（勤務時間等）

第２条　所長の所定勤務時間は、休憩時間を除き１週間当たり３８時間４５分とする。

２　所長の勤務日数は、１週間当たり５日とし、１日の勤務時間は、７時間４５分とする。

３　業務上の必要及びその他特別の事情がある場合には、前項の規定にかかわらず、所長の勤務時間を別に割り振ることができる。

（給与）

第３条　所長の給与は、本給及び諸手当とし、それぞれ各号に掲げる区分により支給する。

一　本給は、406,100 円とする。

二　諸手当は、管理職手当、特別都市手当及び通勤手当とする。なお、管理職手当については、給与規則別表第４に定める教育職４級の額を支給する。

（退職手当）

第４条　所長には、退職手当は支給しない。

（研修）

第５条　所長は、学習センターの管理運営に支障がない場合に限り、理事長の承認を受け、勤務場所を離れて、研修を行うことができる。

２　前項の承認は、１の年度において合計して１０日を限度として行うものとする。ただし、特に必要があると認めるときは、この限りでない。

（適用除外）

第６条　就業規則第２５条、給与規則第５条及び第７条の規定は、所長には適用しない。

（無期労働契約者への適用）

第７条　所長から、引き続き労働契約法（平成１９年法律第１２８号）第１８条第１項に規定する期間の定めのない労働契約を学園と締結した者については、本規則を適用するものとする。

２　前条の規定にかかわらず、期間の定めのない労働契約を学園と締結した所長については、就業規則第２５条の規定を適用する。

（補則）

第８条　この規則の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附　則

１　この規則は、平成２２年４月１日（次項において「施行日」という。）から施行する。

２　施行日の前日から引き続き在職する所長のうち、次の表の学習センター欄に掲げる学習センターの所長の基本年俸は、第４条の規定にかかわらず、同表の基本年俸額欄に掲げる額とする。

学習センター	基本年俸額

一　東京世田谷、東京文京及び東京足立の各学習センター	8,940,000 円
二　東京多摩、神奈川及び大阪の各学習センター	8,790,000 円
三　京都学習センター	8,640,000 円
四　埼玉及び千葉の各学習センター	8,490,000 円
五　宮城及び広島の各学習センター	8,280,000 円
六　群馬学習センター	8,010,000 円

3　平成２４年４月１日から平成２６年３月３１日までの間（以下「特例期間」という。）においては、特任教授をもって充てる学習センター所長の就業及び給与の特例に関する規則（平成２２年３月１５日放送大学学園規則第１号。以下「センター所長の就業及び給与特例規則」という。）第４条に規定する基本年俸額（センター所長の就業及び給与特例規則附則第２項の規定の適用を受ける所長においては、同項同表に定める基本年俸額。以下この項において同じ。）とは、基本年棒額から、１００分１０を乗じて得た額に相当する額を減じた額とする。

4　特例期間においては、改正後のセンター所長の就業及び給与特例規則第３条の２に規定する本部支援業務手当の月額は、本部支援業務手当の月額から、本部支援業務手当の月額に１００分の１０を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

5　第３項から前項までの規定により給与の支給に当たって減ずることとされる額を算定する場合において、当該額に１円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものする。

附　則（平成２４年３月２２日）

この規則は、平成２４年４月１日から施行する。

附 則（平成２５年３月１８日）

この規則は、平成２５年４月１日から施行する。

附 則（平成２７年３月１７日）

1　この規則は、平成２７年４月１日から施行する。

2　この規則の施行の日の前日から引き続き在職する所長で、その者の受ける基本年俸の額が同日において受けていた基本年俸の額に達しないこととなる所長の基本年俸の額は、平成３０年３月３１日までの間、改正前の規則による基本年俸の額とする。

附　則（平成２８年３月１５日）

この規則は、平成２８年４月１日から施行する。

附　則（平成３１年４月２６日）

この規則は、令和元年５月１日から施行する。

附　則（令和２年９月２４日）

この規則は、令和２年１０月１日から施行する。

附　則（令和５年３月２９日）

この規則は、令和５年４月１日から施行する。

附　則（令和７年３月１１日）

1　この規則は、令和７年４月１日から施行する。

2　この規則の施行の日の前日から引き続き在職する所長の給与は、改正後の規則第３条の規定にかかわらず、改正前の規則によるものとする。